

令和3年度特定処遇改善加算の取得に伴う処遇改善について

(1) 配分対象： 以下のとおり定めた定義に基づき、各人毎に区分し支給する。

Aグループ

介護経験が10年以上（他社勤務を含む）で、介護福祉士を取得後5年以上の者。
また、サービス提供責任者以上の正規職員とする。

Bグループ

Aグループ以外の介護職員であって、月10日以上勤務の者。

Cグループ

介護職員以外で月10日以上勤務の者。

(2) 特定処遇改善加算の取得状況

施設名	加算区分	介護福祉士の配置等要件
ケアステーション南風	介護職員等特定処遇改善加算I	特定事業所加算II
ケアステーション南風姉崎	介護職員等特定処遇改善加算II	—

(3) 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容（職場環境要件）について

資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課の連動
やりがい・働きがいの醸成	・	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
腰痛を含む心身の健康管理	・	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
両立支援・多様な働き方の推進	・	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	・	有給休暇が取得しやすい環境の整備

令和3年4月

有限会社D o W i n d

ケアステーション南風

ケアステーション南風姉崎